

1 意見募集の概要

(1) 実施目的

景観計画の策定手続における住民参加の機会の拡大、情報公開及び理由の開示等を積極的に推進するため。

(2) 募集期間

平成24年8月17日（金）から8月31日（金）まで

(3) 景観計画素案の公表方法

ア 都市計画課、各地域自治センターでの閲覧

イ 上田市ホームページへの掲載

ウ 希望者への概要版の配布

※8月17日（金）から公表

(4) 意見提出方法

ア 郵送

イ FAX

ウ 電子メール

エ 都市計画課窓口へ直接提出

(5) 周知方法

広報うえだ8月1日号、上田市ホームページ、報道機関への記事掲載依頼

2 意見集計結果

(1) 意見提出者 3名（法人含む）

(2) 提出方法別人数

郵送	F A X	電子メール	窓口	計
0	0	2	1	3

上田市景観計画（素案）に対する意見の要旨及び市の考え方

1. 景観形成方針

意見の要旨	市の考え方
「土地利用」ごとの景観形成方針（②田園）、「景観軸」における景観形成方針（①河川）について、具体的に何を行えばいいのか記載してない。	景観形成方針は、景観まちづくりの目標・基本方針に基づき、景観類型別（土地利用）、構造別（景観軸・景観拠点）に、より具体的な景観形成のための方針を定めたものです。個々の行為に当たっては景観形成方針に留意することとしています。具体的な行為の制限・誘導の基準については景観形成基準で示しています。

2. 行為の届出、事前協議

意見の要旨	市の考え方
景観形成基準の中で、山地のうち自然公園区域については、自然公園法の基準によるものとする、とあるが、自然公園内については、届出対象行為からも除外されるという認識でよいか。	条例の規定により、自然公園法第10条第3項又は第16条第3項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第20条第3項又は第21条第3項の規定による許可を受けて行う行為については、届出を要しない行為とします。
届出対象行為として「木竹の伐採」が規定されているが、電気供給施設である特別高圧架空電線路を維持するために、電気事業に係わる法令等に基づき行われる保安伐採は届出対象行為に該当するか。	景観法において、測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採（景観法施行令第8条第3号ホ）、及び、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（同第8条第4号イ）は、届出を要しない行為とされています。
電気供給施設である特別高圧送電線路には、公衆の災害を防止するための注意標識等を支持物に設置する場合があるが、これらについては、届出対象行為として規定されている「公衆の関心を引く目的で建造物又は工作物の外観に施される形態又は色彩その他の意匠の表示又は掲出」には該当しないとの認識であるが、その解釈でよいか。	「特定外観意匠」の表示又は掲出に関しては、営利を目的としないものについては、届出の必要はありません。
電気供給又は電気通信のための施設の届出対象規模「高さ20mを超えるもの」について、電気供給施設である鉄塔等の高さは、電力の安定供給及び公衆保安確保の観点から、電力設備に関する技術基準等の法令をはじめ、各種の法令等に基づき決定しており、その大多数が20mを超えるため、電気供給施設の公益性に鑑み、本基準の適用除外または、例外措置の取り決めについて配慮願いたい。	景観計画では、良好な景観の形成のために、景観法及び景観条例に基づき、景観に与える影響の大きい一定の規模の行為を届出対象とし、別に定める景観形成基準への適合を審査することとなっています。高さ20mを超える電気供給・電気通信のための施設については、現在の景観条例においても大規模行為の届出対象であり、景観に及ぼす影響が大きく、地域住民の関心も高いため、景観計画において届出対象行為としていますので、ご理解をお願いします。

意見の要旨	市の考え方
<p>行為の届出に関する事前協議（大規模特定行為）の規模「築造面積1,000㎡又は高さ30mを超える工作物の建設等」について、電気供給施設である鉄塔等の高さは、電力の安定供給及び公衆保安確保の観点から、電力設備に関する技術基準等の法令をはじめ、各種の法令等に基づき決定しており、その大多数が30mを超えるため、電気供給施設の公益性に鑑み、本基準の適用除外または、例外措置の取り決めについて配慮願いたい。</p>	<p>景観計画では、届出対象行為のうち、特に周囲の景観に与える影響の大きい一定規模以上の建築物の建築及び工作物の建設を大規模特定行為とし、行為の届出の前に事前協議を義務付けています。景観に及ぼす影響が相対的に大きい大規模な行為について、景観形成基準に適合するために、慎重な検討を行うために必要な措置ですので、ご理解をお願いします。</p>
<p>既存の建築物・工作物等の協議、届出等は不要か。また、既存の建築物・工作物等が、景観形成基準に適合していない場合の取扱はどうか。経過措置の期間等は設けられるのか。</p>	<p>景観計画施行前に建築・建設された建築物、工作物等については、本景観計画の適用は受けず、届出等の必要はありません。ただし、条例に基づき、既存の建築物等について良好な景観の形成上必要があると認めるときは、その所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言及び指導をする場合があります。</p>

3. 景観形成基準

意見の要旨	市の考え方
<p>自然公園区域については自然公園法の基準によるものと示されているが、その他の法令についてはどのように扱うのか。（河川法等）</p>	<p>他の法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る基準については、当該法令の規定によるものとします。</p>
<p>建築物及び工作物の色彩基準及び特定外観意匠の表示または掲出に関する「光源で動きのあるもの」の取扱について、電気供給施設である鉄塔等の高さが、地表または水面から60m以上となる場合、航空法に基づき、航空障害灯ならびに昼間障害標識塗装（赤白）の設置が必要となる場合があるため、法令等の規定により標識の設置が義務づけられたものは、本基準の適用除外となるよう配慮願いたい。</p>	
<p>電気供給・電気通信施設の配置の基準について、「道路等の公共空間からなるべく後退し、目立たない位置とすること。」また、「眺望が優れた場所での設置はなるべく避けること。」と記載されているが、電気供給施設（鉄塔、電柱等）は、必要最小限の土地を地権者から取得または借用して設置している。土地の有効活用の観点から、道路に面した場所等へ施設しなければ、地権者の理解が得られない場合が大半である。また、設置位置は技術的・コスト的に合理的なルートとなるよう選定している。このため、電気供給施設の公益性に鑑み、本基準の適用除外または、例外措置の取り決めについて配慮願いたい。</p>	<p>建築物及び工作物の配置の基準は、道路等の公共空間から望むことができる良好な景観や眺望を保全し、また、公共空間を往来する人々が圧迫感や突出感を受けることをできるだけ避けることを目的としています。工作物の建設に当たっては、土地の有効活用の必要性や技術的、コスト的な面で制約が生じるものと思われませんが、可能な範囲で景観面にも配慮した計画の立案をお願いします。</p>
<p>道路からの位置、隣接地からの位置が示されているが、敷地が小さくないと無理な基準となっているのではないか。</p>	

意見の要旨	市の考え方
<p>景観形成基準の高さについて、「別表1-1 建造物の高さの最高限度の基準」が示されているが、これは建築物に対する基準であり、工作物は含まれないとの認識であるが、その解釈でよいか。</p>	<p>建築物に対しての基準であり、建築物以外の工作物には適用されません。</p>
<p>電気供給・電気通信施設の形態・意匠の基準「鋼管柱タイプを基本とする。なお、施設の機能及び地形上の制約等によりこれによりがたい場合を除く。」について、電気事業者の配電柱も鋼管柱タイプを基本とするように解釈できるため「電気事業者の配電柱はコンクリート柱を基本とする」旨の追記をお願いしたい。</p>	<p>電気供給・電気通信施設の景観形成基準のうち、「鋼管柱タイプを基本とする」の部分を、いただいたご意見を参考に「柱状タイプを基本とする」と修正することを考えております。なお、「施設の機能及び地形上の制約等によりこれによりがたい場合」は、この限りではありませんので、ご理解をお願いいたします。</p>
<p>特定届出対象行為に係わる景観形成基準において電気供給・電気通信施設の形態・意匠は、「鋼管柱タイプを基本とする。なお、施設の機能及び地形上の制約等によりこれによりがたい場合を除く。」と記載されているが、特別高圧架空電線路の支持物である送電鉄塔については、技術的・コスト的に合理的な設備形成が可能となる「アングルトラス構造」を一般に採用しており、電気供給施設の公益性を鑑み、送電鉄塔等の支持物については、本基準の適用除外または、例外措置の取り決めについて配慮をしてほしい。</p>	
<p>本基準の「鋼管柱タイプ」で想定している構造は、一本の鋼管で形成する鉄塔か、それとも、鋼管部材を用いたトラス結構で形成する鉄塔か。</p>	
<p>電気供給・電気通信設備では、鋼管柱タイプを基本とするとなっているが、コンクリート柱・木柱の使用はできないのか。</p>	
<p>形態・意匠において、デザインの質を高いものと指定しているが、コストがかかる分の補助はできるのか。他の基準についても、一般的な仕様より高いものを求めているため、コストが高くなる。その分の補助は考えているのか。</p>	<p>建築物及び工作物の形態・意匠に関する基準は、良好な景観の形成を図るためのものであり、技術的・コスト的な制約がある中でも、事前協議等を通じて、可能な範囲でご協力をいただき、より望ましいデザインやより良い景観の実現をめざしたいと考えておりますのでご理解をお願いします。</p> <p>なお、届出対象行為に対する直接的な補助の制度ではありませんが、景観条例に基づき行われる景観形成事業等に対する補助や、他の制度による補助等がある場合があります。</p>
<p>電気供給施設である特別高圧電線路の送電鉄塔では、設備の状況を確認する方法としてヘリコプターを活用しており、その飛行安全を目的として鉄塔頂部を塗色する場合があるが、事業者の人身安全、災害防止を確保するための着色の色彩・色数については景観形成基準の適用から除外するよう配慮願いたい。</p>	<p>建築物及び工作物の色彩基準は、別に示しておりますが、各立面の面積の10分の1以下で使用する色彩についてはこの限りではありません。また、着色の色彩・色数等の基準が他の法令により規定されている場合は、当該法令の規定によるものとします。</p>

意見の要旨	市の考え方
<p>建築物及び工作物の材料の基準「反射光のある素材を使用する場合の取扱い」について、電力供給設備である特別高圧架空送配電線路の支持物(鉄塔等)に使用する材料は、耐食性と経済性の観点から、その大半を亜鉛めっき処理としている。また、電線の材料は、その大半がアルミ素材である。亜鉛めっき・アルミともに数か月程度で光沢が消失する。このため、電力供給設備の公益性に鑑み、特別高圧架空送配電線路の支持物(鉄塔等)については、本基準の適用除外または、例外措置の取り決めについて配慮願いたい。</p>	<p>「反射光のある素材」に関する基準については、歴史的資源の残る場所や、田園や山地などの自然景観が保全されている地域での周辺景観への影響に配慮して、基準を示したものです。経年変化により数か月で光沢が消失するような素材については、本基準の趣旨に反するものではないと考えられます。</p>
<p>景観を乱しているもののひとつに屋外広告物があるが、景観法では景観計画に屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項も定められることになっているので、トータルに景観を守るために、景観形成基準に屋外広告物に対する基本的な考え方を含めるべきではないか。</p>	<p>景観形成基準では、「特定外観意匠の表示又は掲出」の項目で、屋外広告物等に関する景観形成基準を定めています。景観計画においては、屋外広告物の表示等の制限に関しては、当面はこの景観形成基準及び長野県屋外広告物条例の適切な運用により、屋外広告物の適正な表示等の推進を図っていきますが、将来的には上田市屋外広告物条例を制定し、地域特性を踏まえた秩序ある屋外広告物の表示・掲出に向けたきめ細かな規制誘導をめざします。</p>

4. 審査手続

意見の要旨	市の考え方
<p>事前相談を行い届出対象行為に該当しない場合は届出不要となっているが、基準に合っていないとなった場合は罰則などがあるのか。</p>	<p>届出対象行為に該当しない行為については、景観形成方針・景観形成基準を参考に、良好な景観の形成を図るよう努めるものとしておりますが、罰則の対象とはなりません。</p>

5. 景観形成重点地区の指定

意見の要旨	市の考え方
<p>景観形成重点地区の候補地が掲載されているが、今後この候補のうちから指定するのか、地域関係者の発意により新たに検討されるのかははっきりしない。素案の候補地から指定するのであれば、候補地とした理由を明確にしておくべきではないか。</p>	<p>景観形成重点地区は、市または市民、地域関係者の発意で検討され、景観形成の方針や基準について合意が得られた地域について、景観審議会の審議を経た上で、随時指定を行うものとしております。景観計画では、候補地として何力所か具体的な地域を挙げていますが、候補地以外も想定されますので、実際の指定に当たっては、上述の基本的な考え方に沿って進めます。</p>